

後期高齢者医療制度

のご案内



対象となる人(被保険者)

- ① 75歳以上のすべての人
※ 75歳の誕生日から対象
- ② 65歳以上で一定の障がいがあり、申請により三重県後期高齢者広域連合の認定を受けた人

8月から使える被保険者証を送ります

若草色から
ピンク色に
変わります

被保険者1人に1枚、被保険者証が交付されます。毎年8月更新とし、7月下旬に新しい被保険者証を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で発送する予定です。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号 99999999	平成28年 7月31日
住所 ○○市○○町○○番地	
ミニ タロウ	性別 男
氏名 三重 太郎	
生年月日 昭和 年 月 日	有効期日 平成 年 月 日
資格取得日 平成 年 月 日	交付日 平成27年 8月 1日
一部負担金の割合	○割
保険者番号 <input type="text" value="39249999"/>	<input type="text" value="印"/>
保険者名 三重県後期高齢者医療広域連合	

- ▷ 医療機関にかかるときに必要ですので、大切に使用しましょう。
- ▷ 記載内容に変更があったり、紛失したり、汚したりしたときは、速やかに市民文化部保険年金室または関支所地域サービス室へ届け出て再交付を受けてください。

平成27年度保険料額決定通知書を送ります

保険料は、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し賦課します。

7月中旬に保険料額決定通知書を市から送付します。

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得（平成26年分）に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

◆保険料の算出方法

均等割額 43,050円	+	所得割額 (平成26年の総所得-33万円) ×8.30%	=	一人あたりの保険料(年額) (上限57万円)
-----------------	---	------------------------------------	---	---------------------------

保険料の軽減措置があります

●所得の低い人の軽減措置

▷均等割額の軽減

所得の合計が下記の金額の世帯 (被保険者および世帯主)	軽減割合	軽減後の 保険料(年額)
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない人)	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円 + 26万円 × 同一世帯の被保険者の数	5割	21,525円
33万円 + 47万円 × 同一世帯の被保険者の数	2割	34,440円

▷所得割額の減額

例：収入が年金のみで、153万円を超え211万円以下の人は5割軽減されます。

●被用者保険の被扶養者の軽減措置

資格取得日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減(年額保険料4,305円)され、所得割はかかりません。

保険料を忘れずに納付しましょう

原則として年金から天引き(特別徴収)となります。一定の基準により特別徴収されない人は、7月から毎月末を納期として全9期で納付いただく普通徴収となり、口座振替または納入通知書で納めていただきます。

■特別徴収の納期

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

■普通徴収の納期

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※月末が休日等に当たる場合は、納期限が翌日になります。

保険料の納付が困難なときは…

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されないと、通常の保険証より有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。納期限内の納付が困難なときは、市民文化部保険年金室へご相談ください。



後期高齢者健康診査を受診しましょう

後期高齢者健康診査の受診券を後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。

受診券郵送スケジュール

- ▷4月末時点の被保険者⇒6月下旬に発送済
- ▷5月～7月中に被保険者になる人⇒8月下旬に発送
- ▷8月中に被保険者になる人⇒9月下旬に発送

対象者 8月31日までに被保険者になる人

受診期間 7月から11月末まで

受診方法 受診券が届いた後、受診券等を参考に医療機関にお申し込みください。

自己負担額 住民税課税世帯：500円

住民税非課税世帯：200円

問合せ 市民文化部保険年金室(☎84-5005) 三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)